平成２３年（フ）第４７６号
福岡市西区愛宕４丁目１番７―503号
債務者　下釜　信隆
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５１４号
福岡市博多区博多駅東３丁目５番８―509号
債務者　松本　和典
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５１８号
福岡市西区大字元岡1468番地
債務者　久保　信二
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５５０号
福岡県筑紫郡那珂川町今光５丁目32番地　エクセレントフジⅡ303号
債務者　國崎美智子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５５５号
福岡県筑紫野市紫１丁目23番18号　セジュール・ヴィオレＢ106号
債務者　武藤　茂己
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５５６号
福岡県筑紫野市紫１丁目23番18号　セジュール・ヴィオレＢ106号
債務者　武藤久美子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５６４号
福岡市城南区南片江６丁目３番16―102号
債務者　松尾　英三
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６０６号
福岡県古賀市青柳町201番地１
債務者　高井良久美
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６１８号
福岡市博多区美野島１丁目３番５―301号
債務者　中村　惠一
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６２０号
福岡市博多区諸岡５丁目１番15号
債務者　田中　幸雄
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６３４号
福岡市南区井尻２丁目31番29―103号
債務者　佐藤　六男
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６４１号
福岡県筑紫郡那珂川町五郎丸１丁目129番地　ハルコート207号
債務者　井手　貴子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６５４号
福岡県糸島市前原北２丁目７番１号
債務者　山口　　満
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６７５号
福岡市城南区梅林２丁目10番17―504号
債務者　中山　美鈴
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７１７号
福岡市早良区西新５丁目13番22号
債務者　松島龍二郎
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２８号
仙台市宮城野区原町５丁目９―26　レジデンス原町202号、住民票上の住所仙台市宮城野区燕沢２丁目８番18―307号
債務者　加藤　公士
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２１６号
宮城県塩竈市旭町22番16―605号　スペリア塩竈旭町Ⅱ
債務者　永浦美佐江（旧姓木元）
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２２７号
仙台市泉区みずほ台11番地の１　ヴェルビュみずほ台中央507
債務者　渡部　靖久
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係